

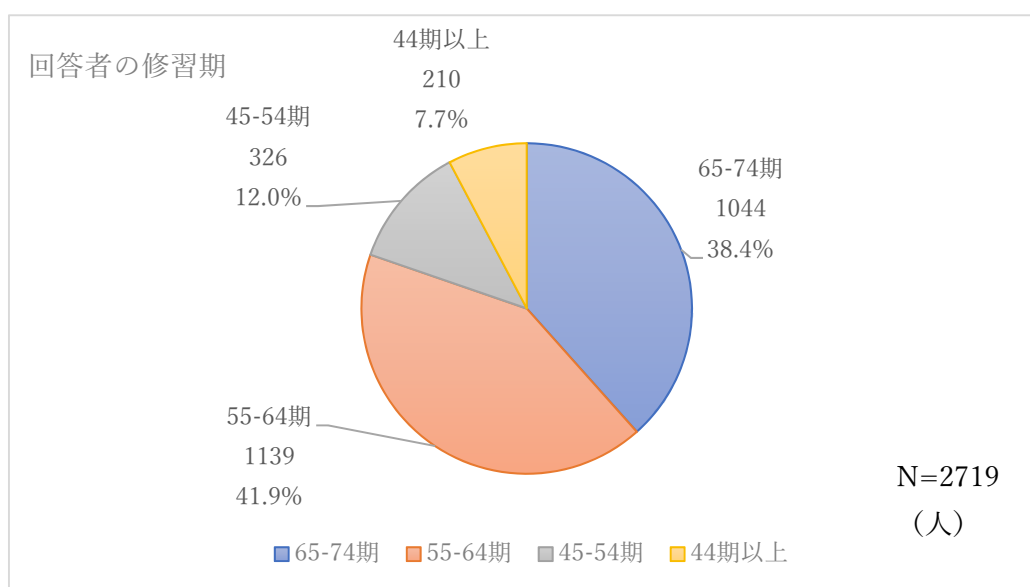
## 民事法律扶助契約に関するアンケート調査報告書（要約版）

### ○ 調査の目的及び実施

「民事法律扶助契約に関するアンケート」調査（以下「本アンケート調査」という。）は、「近時、民事法律扶助に関して、会員から業務量に見合った適正な報酬を求める声が多く寄せられている。現状の報酬水準が改善しない場合、民事法律扶助の担い手である弁護士が、社会インフラとなっている民事法律扶助業務から離れていくことが懸念されており、既にその兆候があるとの指摘もされているところであるため、客観的状況の把握が必要」という目的から実施された。

日本弁護士連合会が、日本司法支援センターとの民事法律扶助契約の締結状況について、2022年11月1日から2023年1月にかけてWEB回答フォーム入力方式で、全会員（2022年3月末時点で42,897人）を対象に実施したところ、2,719人からの回答があった（調査終了時の有効回答数。回収率は6.3%）。なお、2022年3月末時点での民事法律扶助契約弁護士数は全国で24,056人であり、全会員のうち契約弁護士が占める割合（契約率）は56.1%である。民事法律扶助契約弁護士に対して本調査結果の有効回答が占める割合は11.3%である。

回答者の修習期の区分（「65-74期」が最も弁護士の経験年数が少なく、「44期以上」が最も弁護士の経験年数が多い）については、以下の図のとおりであった。

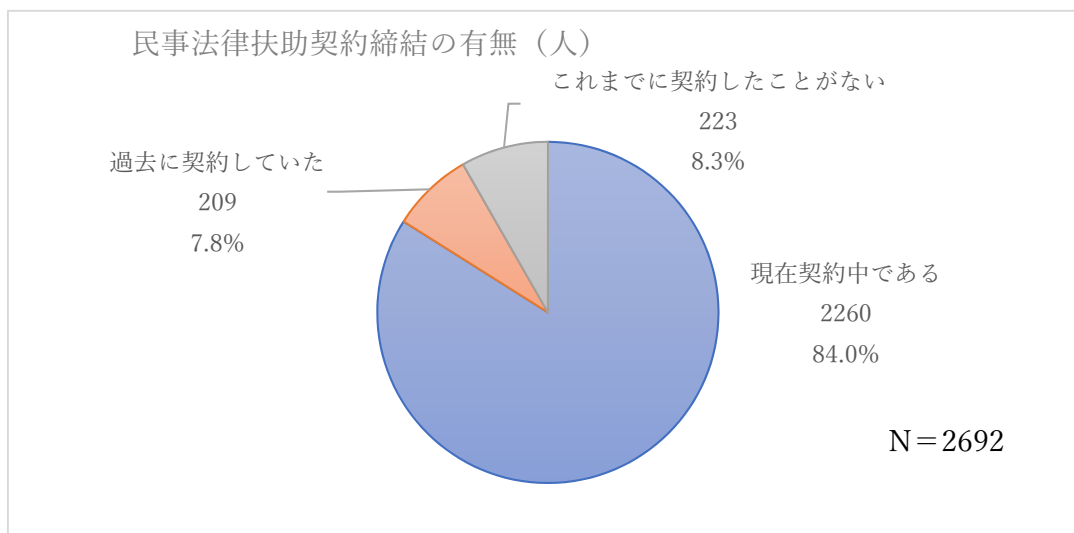


回答者の修習期は、「55～64期」が41.9%と最も多く、次いで「65～74期」が38.4%を占めた。

## 第1 民事法律扶助契約の締結状況

### 1 契約締結の有無

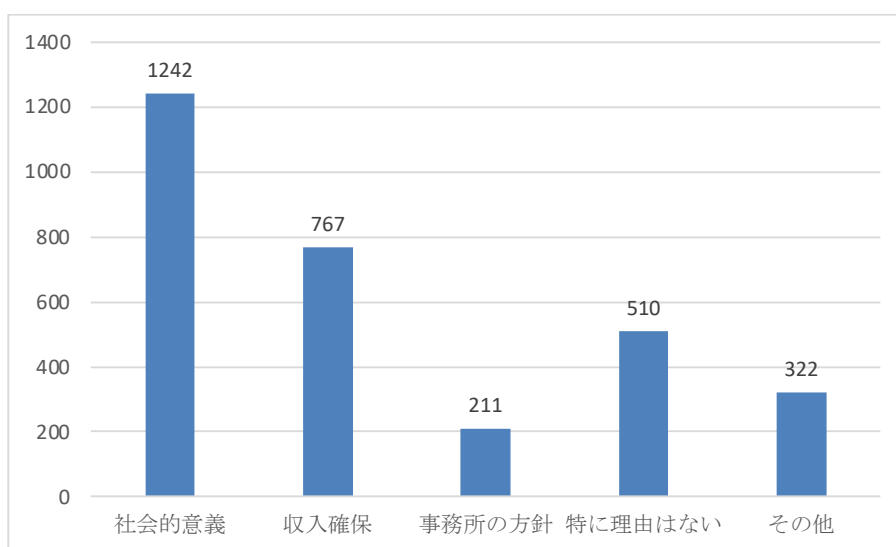
本アンケート調査では、民事法律扶助契約締結の有無について、「現在契約中である」「過去に契約していた」「これまでに契約したことがない」の3つに区分し、民事法律扶助契約の締結状況を聞いており（回答者数はスタッフ弁護士を除く2,692人）、以下の図のとおり回答を得た。



### 2 契約継続の理由

「現在契約中である」弁護士（2,260人）に対しては、契約を継続している理由を聞いた。

契約を継続している理由（複数回答）



契約を継続している理由の全体の傾向としては、社会的意義が重視され、続けて収入

確保が考慮される傾向が見られる。

ただし、弁護士の経験年数と民事法律扶助契約を継続する理由が関連するののかについて、統計的に関連があるのか分析したところ、弁護士の経験年数の少ない「65-74期」は、経験年数の多い他の修習期に比較して「社会的に意義があることだと考えるから」を有意に選択していない結果となった。他方、「65-74期」は、他の修習期に比較して「収入確保」を有意に選択している結果となった。

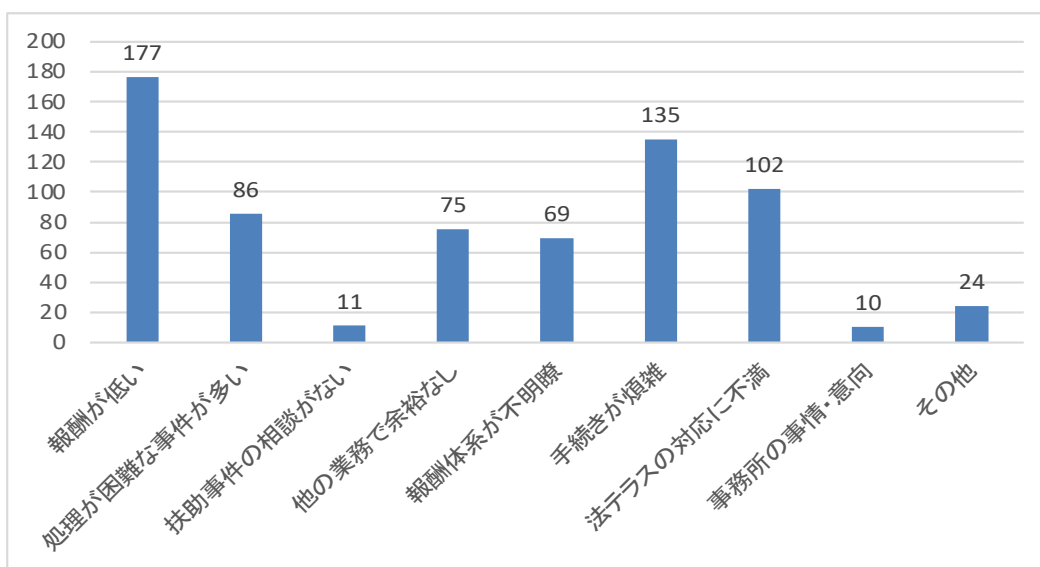
### 3 過去に契約していた弁護士の解約時期と理由

「過去に契約していた」弁護士(209人)に対して契約時の登録年数を聞いたところ、登録1年目で契約したという回答が6割弱であり、5年目までに契約した者が全体の8割であり、過去に民事法律扶助契約を締結して現在解約している回答者は、弁護士登録と同時期から早期に契約している傾向がうかがえた。

次に、「過去に契約していた」弁護士に対して、解約時での弁護士登録年数を聞いたところ、弁護士登録から時間が経過し、およそ5年前後から解約する人が増えていること、6年目から10年目で解約のピークとなり15年目までに解約する傾向がうかがえた。

「過去に契約していた」弁護士の解約した理由については、最も多いのが「(私選事件と比べて)報酬が低い」であり、次いで、「相談票、報告書等の提出などの手続が煩雑であるため」、「法テラスの対応に不満があったため」であった。

過去に契約していた弁護士の解約した理由(複数回答)

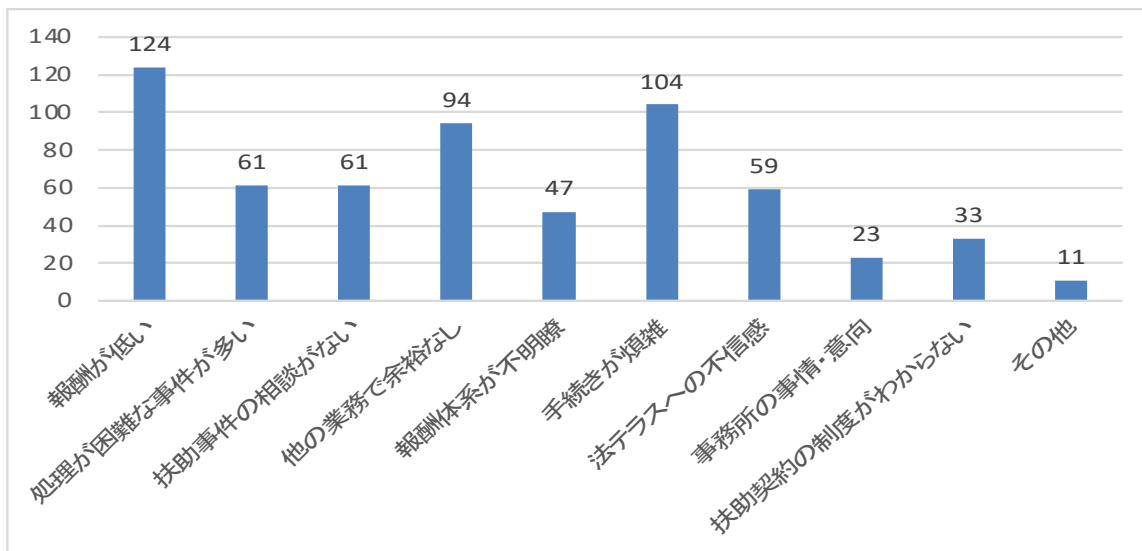


### 4 民事法律扶助契約をしたことがない弁護士の契約しない理由

本アンケート調査では、「民事法律扶助契約を契約したことがない」と回答した者

(223人)に、その理由を聞いている。

民事法律扶助契約をしたことがない理由（複数回答）



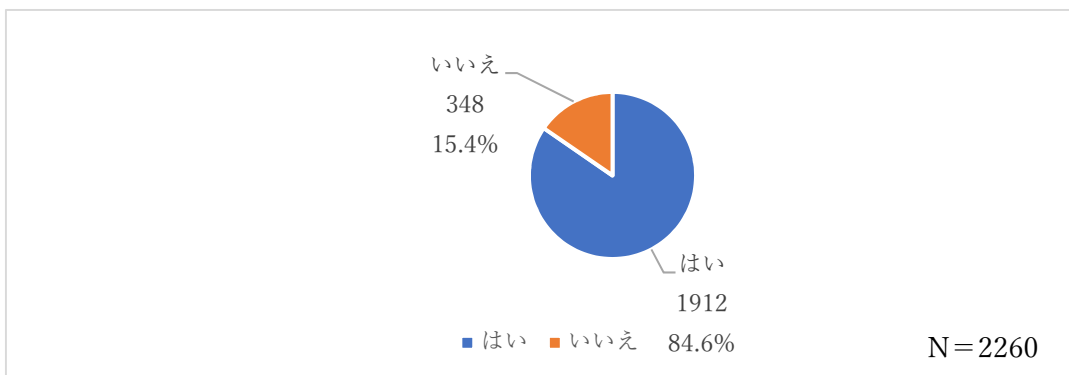
最も多いのが「(私選事件と比べて)報酬が低いため」であり、次いで、「相談票、報告書等の提出などの手続きが煩雑であるため」、「他の業務の都合により、扶助事件を取り扱う余裕がないため」の順に多い。「(私選事件と比べて)処理が困難な事件が多いため」と「扶助事件の相談がないため」は同一回答数で、「法テラスに対して不信感があるため」も同程度である。

## 第2 民事法律扶助業務の利用状況

### 1 民事法律扶助を利用した法律相談の利用状況

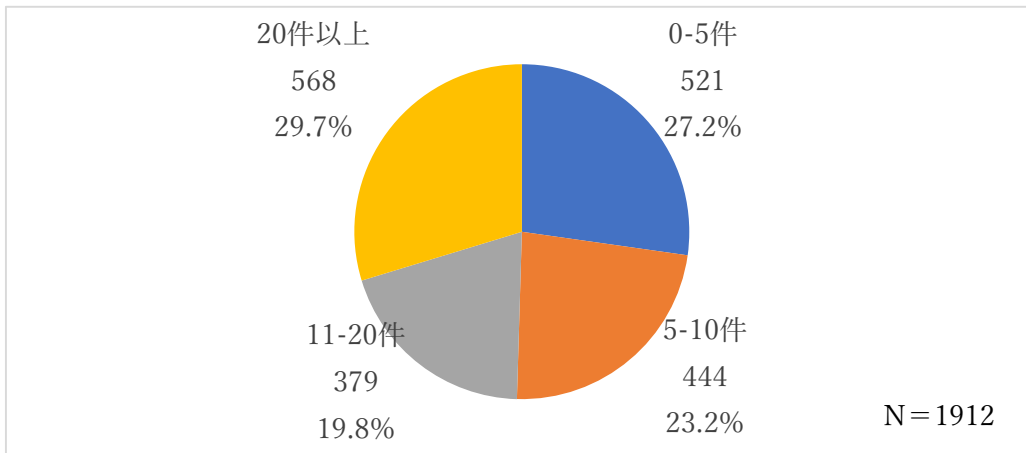
回答対象者 2,260 人のうち 1,912 人 (84.6%) が民事法律扶助を利用した法律相談を実施している。

2021年度の民事法律扶助を利用した法律相談の実施



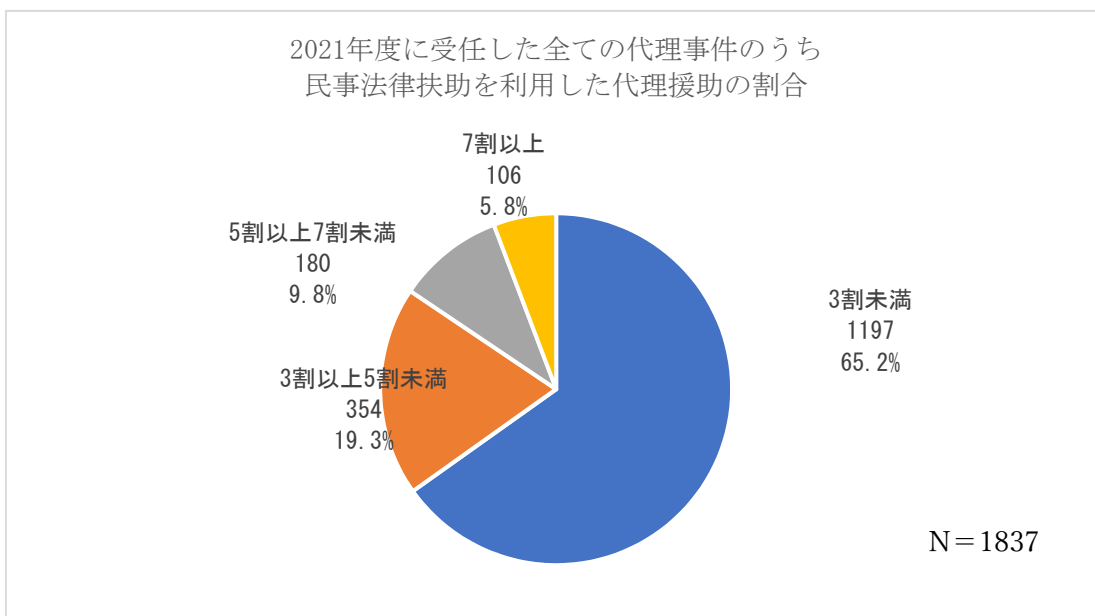
「はい」と回答した 1,912 人に、2021 年度に実施した民事法律扶助を利用した一般法律相談の件数を聞いたところ、回答分布は 4 区分にほぼ均等に分かれた。

一般法律相談実施件数（電話、巡回、出張での相談を含む）



## 2 民事法律扶助を利用した代理援助の利用状況

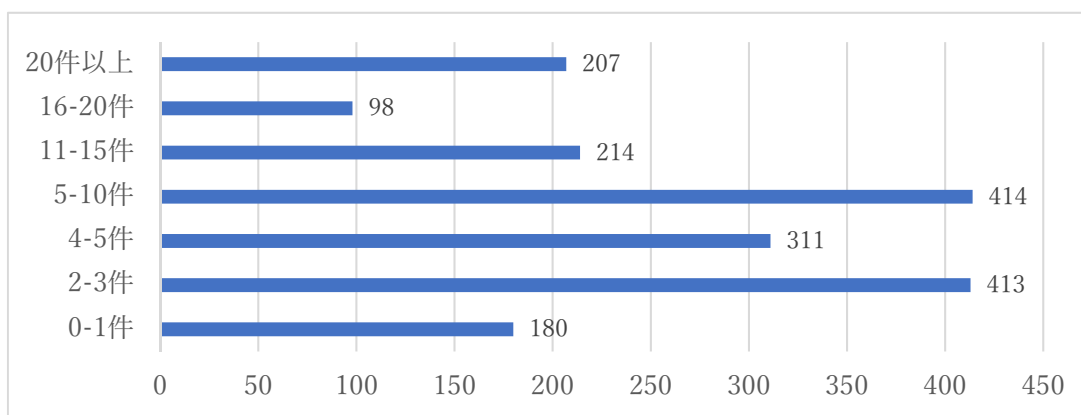
2021 年度受任の全ての代理事件のうち民事扶助を利用した代理援助の割合を聞いたところ、回答対象者 1,837 人のうち、「3 割未満」の回答が最も多く、その次に多いのが、順に「3 割以上 5 割未満」、「5 割以上 7 割未満」、「7 割以上」であった。



次に、2021 年度の民事法律扶助の代理援助開始決定件数を聞いたところ、回答対象

者 1,837 人の回答結果は、多い順に「5～10 件」と「2～3 件」が同程度である。次いで、「4～5 件」、「11～15 件」、「20 件以上」、「0～1 件」、「16～20 件」となっている。

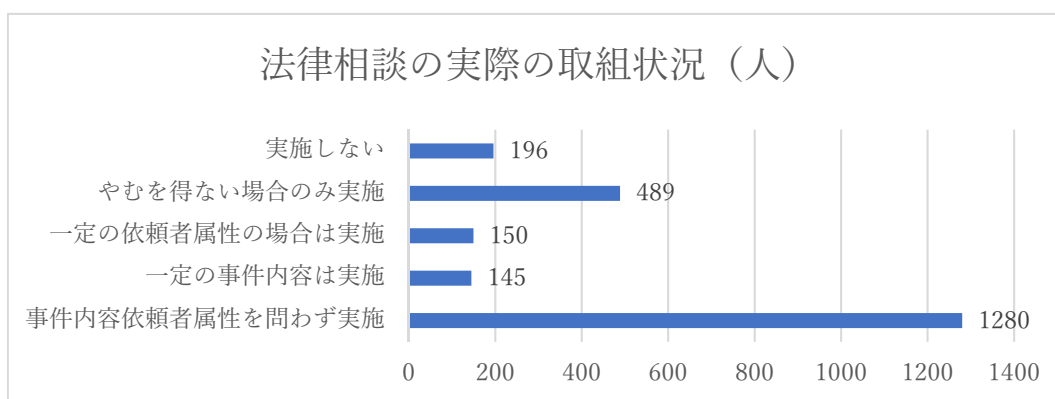
2021 年度開始決定事件数



### 第3 民事法律扶助業務の実際的な取組状況及び経過

#### 1 民事法律扶助を利用した法律相談の実際的な取組状況

法テラス相談（法テラスから割り当てられた相談）以外の相談で、民事法律扶助を利用した法律相談の実際的な取組状況を聞いた（回答対象者 2,260 人）。



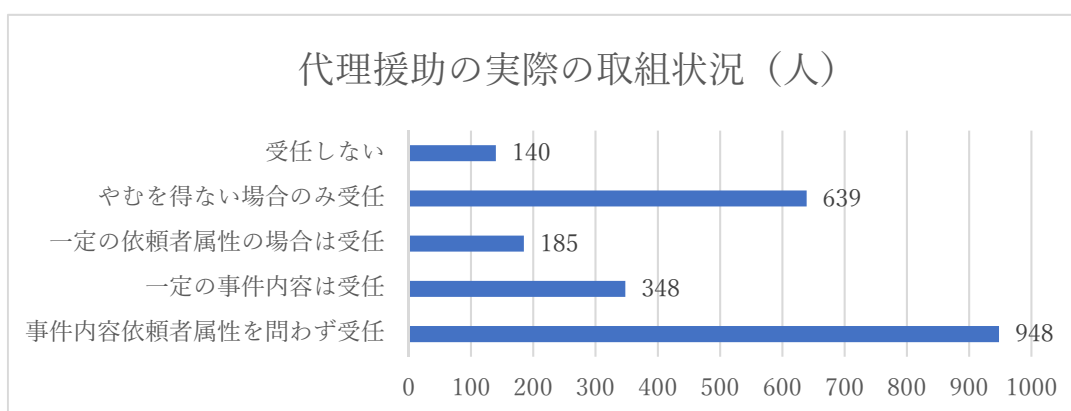
回答結果は、「事件内容・依頼者属性を問わず、扶助相談が利用できる場合には実施している」が最も多く、次いで「原則法律相談援助は実施していないが、やむを得ない場合のみ実施している」が多く、「法律相談援助は実施していない」、「一定の依頼者属性の場合には実施している（例えば、生活保護受給者だけは実施している）」、「一定の事件内容の場合には実施している（たとえば、債務整理案件だけは実施している）」となった。

ただし、修習期と法律相談の実際的な取組状況の関係を分析したところ、経験年数の少

ない「65-74期」について、「原則法律相談援助は実施していないが、やむを得ない場合のみ実施している」が有意に高く、「事件内容・依頼者属性を問わず、扶助相談が利用できる場合には実施している」が有意に低かった。「45-54期」については、「事件内容・依頼者属性を問わず、扶助相談が利用できる場合には実施している」が有意に高く、「一定の事件内容の場合には実施している」が有意に低かった。「44期以上」については、「事件内容・依頼者属性を問わず、扶助相談が利用できる場合には実施している」が有意に高く、「原則法律相談援助は実施していないが、やむを得ない場合のみ実施している」が有意に低いという結果となった。

## 2 民事法律扶助を利用した代理援助の実際の実施状況

民事法律扶助を利用した代理援助の実際の実施状況を聞いた(回答対象者 2,260人)。

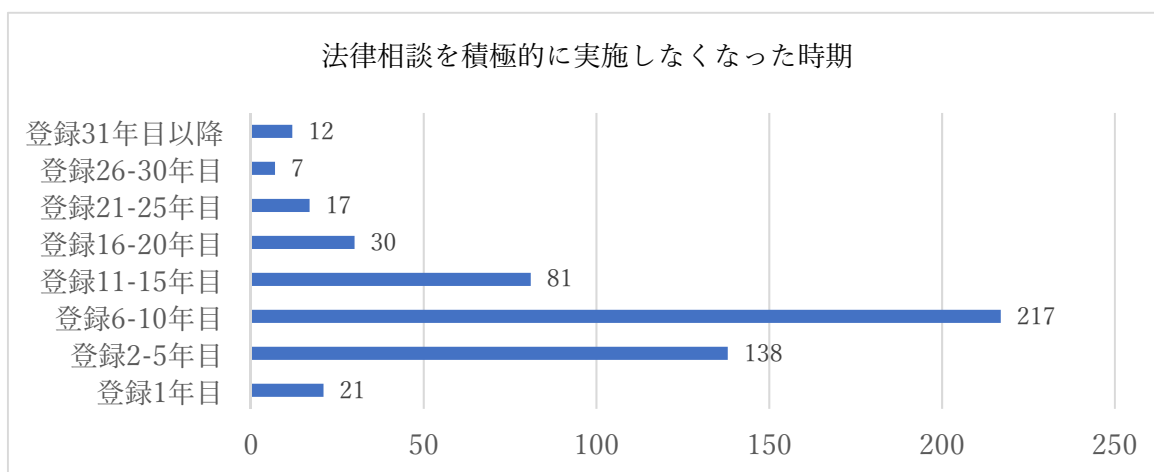


「代理援助の要件を満たす場合、事件内容・依頼者属性を問わず、必ず扶助を利用して受任している」が最も多く、次いで「やむを得ない場合のみ受任している」、「代理援助の要件を満たす場合、一定の事件内容の場合には扶助を利用して受任している(例えば、債務整理案件は、代理援助で受任している)」、「代理援助の要件を満たす場合、一定の依頼者属性の場合には必ず扶助を利用して受任している(例えば、生活保護受給者だけは代理援助で受任している)」、「受任しないようにしている」の順となった。

ただし、「やむを得ない場合のみ受任している」又は「受任しないようにしている」と回答した者の過去の受任意欲と修習期との関係について分析したところ、経験年数の少ない「65-74期」について、「当初から消極的受任」が有意に高く、「過去には積極的受任」及び「事件内容・依頼者属性によっては積極的に受任していた」が有意に低かった。他方、「55-64期」は、「当初から消極的受任」が有意に低く、「過去には積極的受任」が有意に高いという結果となった。

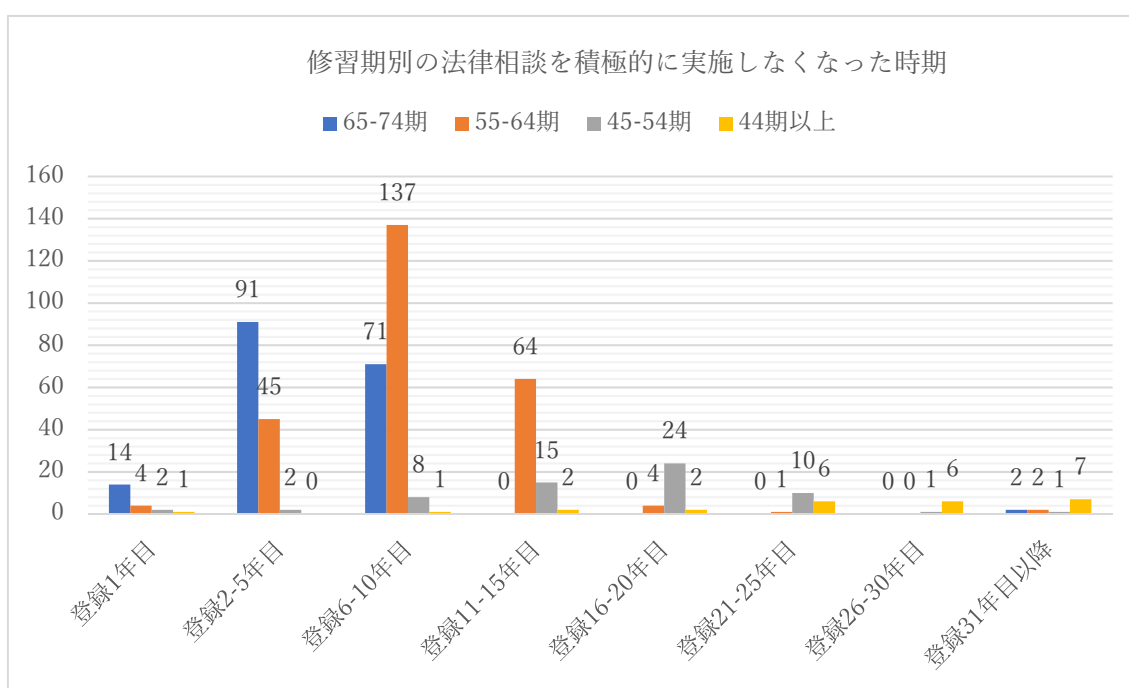
## 3 民事法律扶助を利用した法律相談を積極的に実施しなくなった時期

民事法律扶助を利用した代理援助を「過去には積極的に受任していた」と回答した者（193人）と、「事件内容・依頼者属性によっては積極的に受任していた」と回答した者（330人）について、「法律相談を積極的に実施しなくなった」時期を聞いた。



回答対象者 523 人の回答結果は、「登録 6～10 年目」が最も多く、次いで「登録 2～5 年目」、「登録 11～15 年目」となっており、積極的に実施しなくなるのは登録 10 年目にかけて多くなる傾向が見られた。

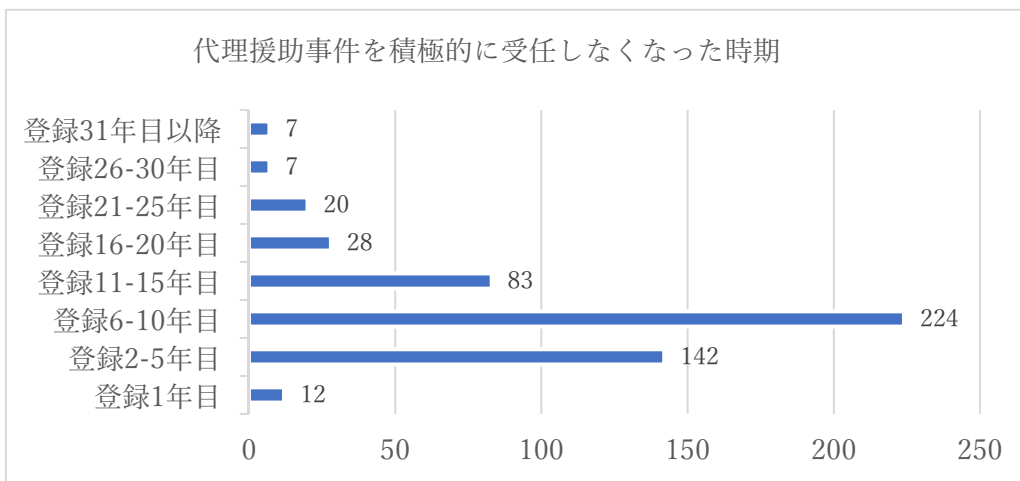
ただし、修習期別に見たところ、経験年数の少ない「65-74 期」について登録からより早期にかけて増加傾向が見られたが、統計的な有意差は得られなかった。





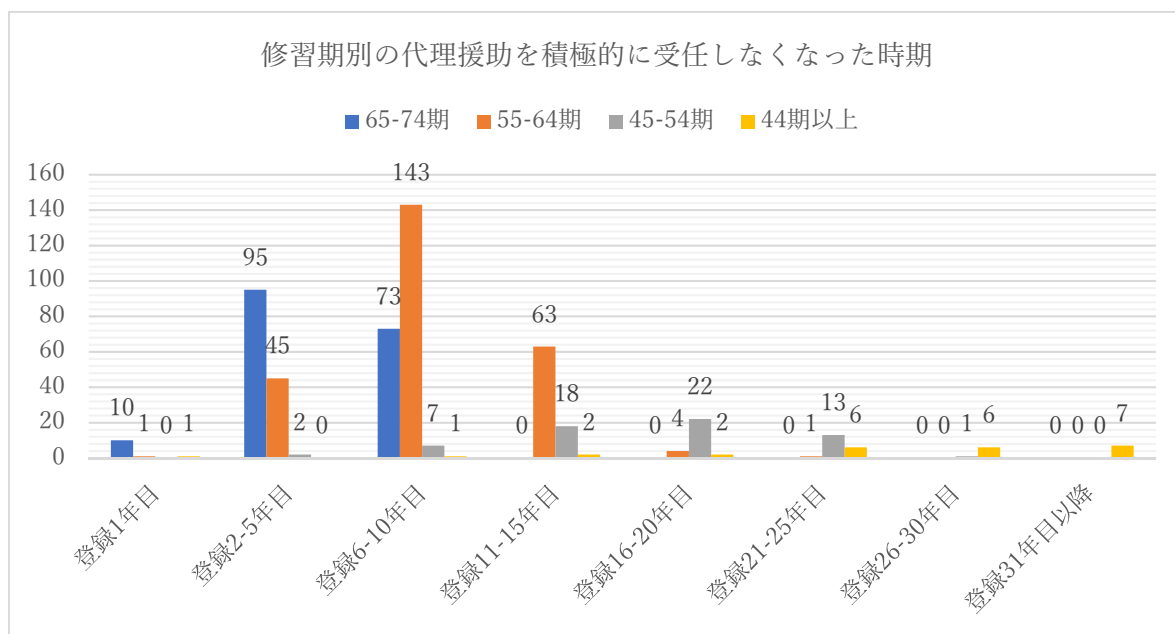
#### 4 民事法律扶助を利用した代理援助を積極的に受任しなくなった時期

民事法律扶助を利用した代理援助を「過去には積極的に受任していた」と回答した者（193人）と、「事件内容・依頼者属性によっては積極的に受任していた」と回答した者（330人）について、「代理援助事件を積極的に受任しなくなった」時期を聞いた。



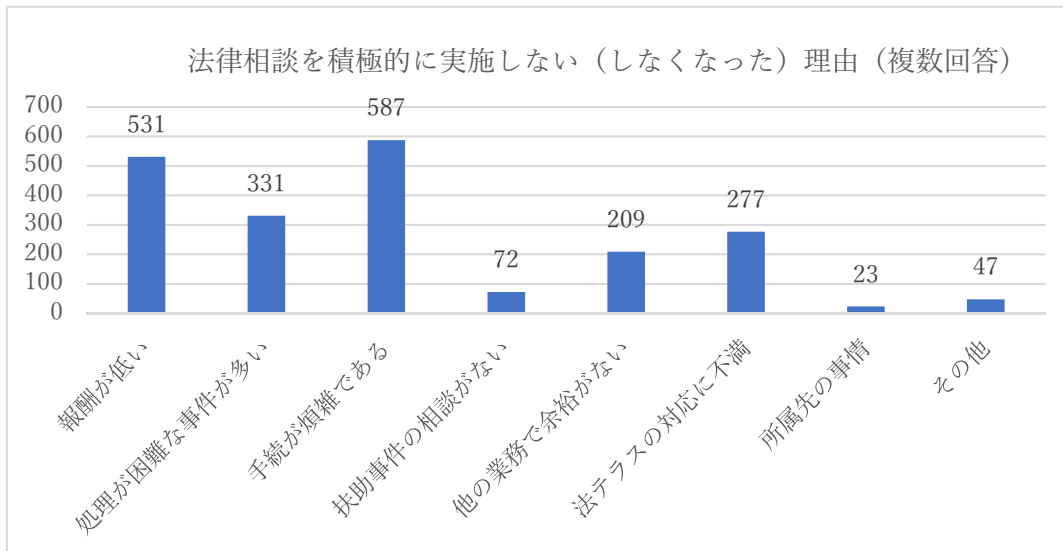
回答対象者 523 人の回答結果は、「登録 6～10 年目」が最も多く、次いで「登録 2～5 年目」、「登録 11～15 年目」となっており、代理援助事件の受任についても登録 10 年目にかけて消極的になる者が多くなる傾向が見られた。

ただし、修習期別に回答結果を分析したところ、経験年数の少ない「65-74 期」は、他の修習期と比較して積極的に受任しなくなった時期が登録から早い段階に見られた。



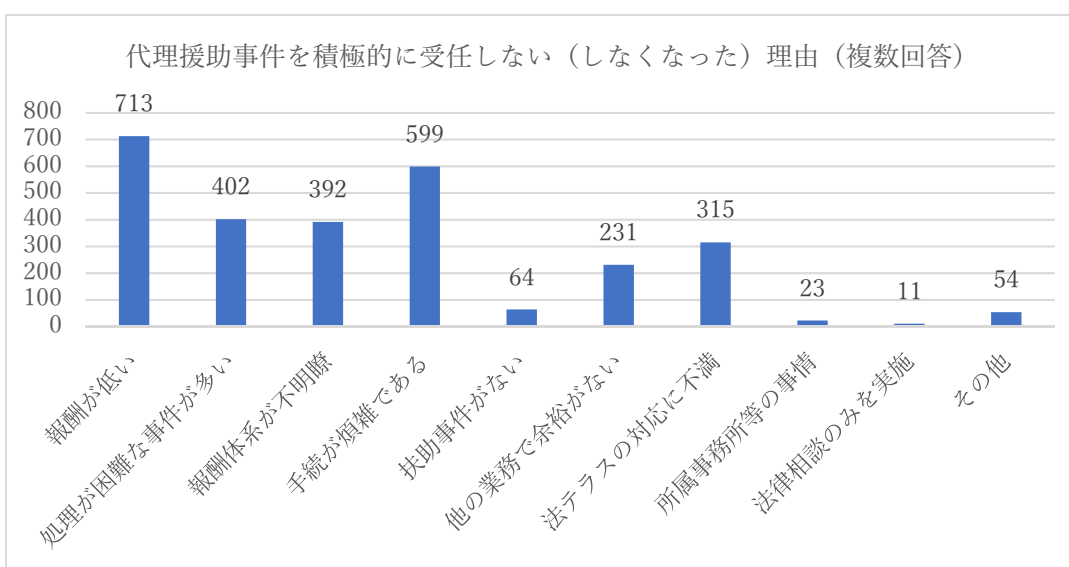
5 積極的に実施しない（しなくなった理由）

民事法律扶助を利用した法律相談を積極的に実施しない（しなくなった）理由を聞いた（回答対象者 523 人）。



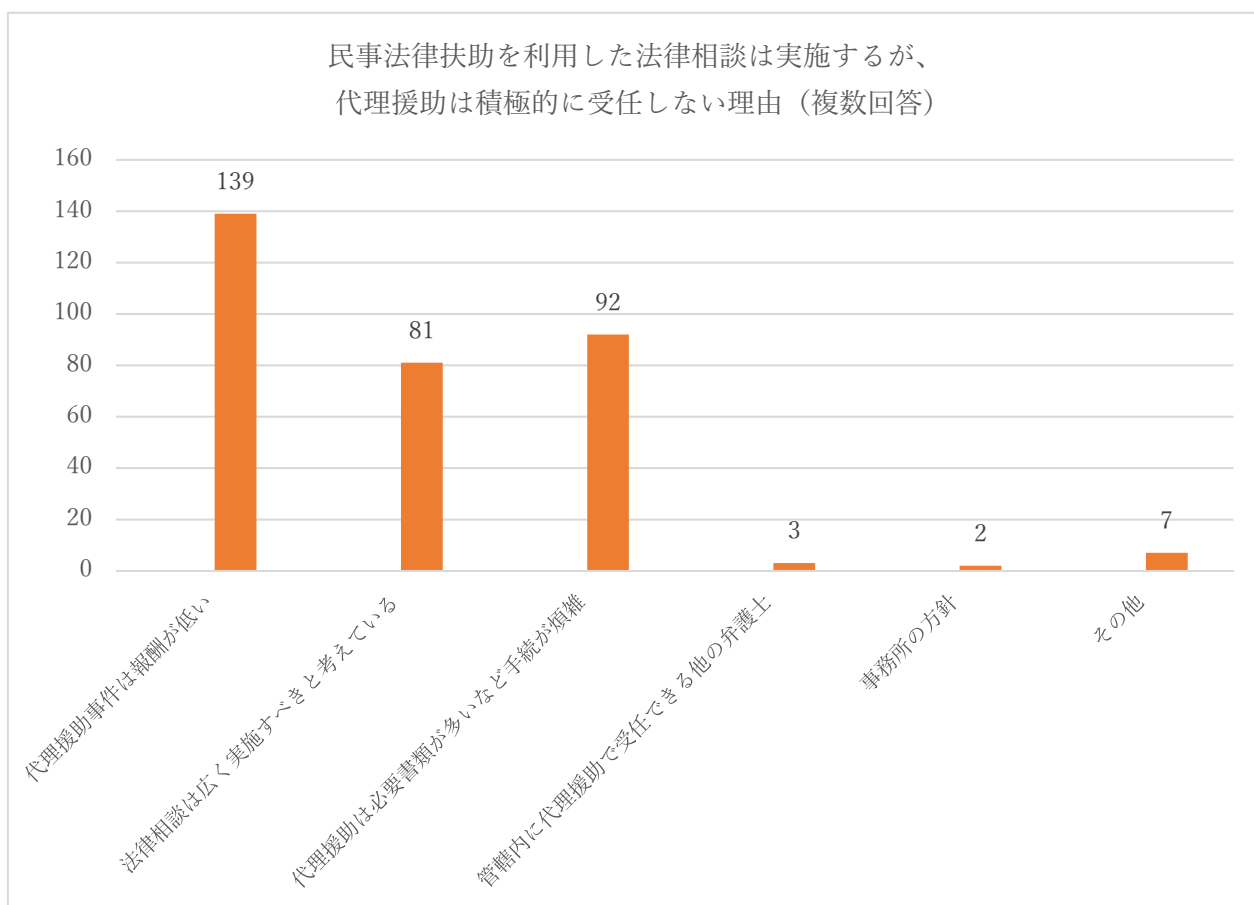
「相談票、報告書等の提出などの手続が煩雑である」が最も多く選択され、次いで「（私選事件と比べて）報酬が低い」が多い。その次に多く選択されているのは、順に「（私選事件と比べて）処理が困難な事件が多い」、「法テラスの対応に不満がある」となった。

続けて、代理援助についても「積極的に受任しない（しなくなった）理由」を聞いた（回答対象者 523 人）。



「(私選事件と比べて) 報酬が低い」が目立って多く、次に「相談票、報告書等の提出などの手続が煩雑である」が選択されている。その次に、「(私選事件と比べて) 処理が困難な事件が多い」、「報酬体系が不明瞭である」が同程度であった。

さらに、「民事法律扶助を利用した法律相談は実施するが、代理援助は積極的に受任しない理由」を聞いた(回答対象者 175 人)。

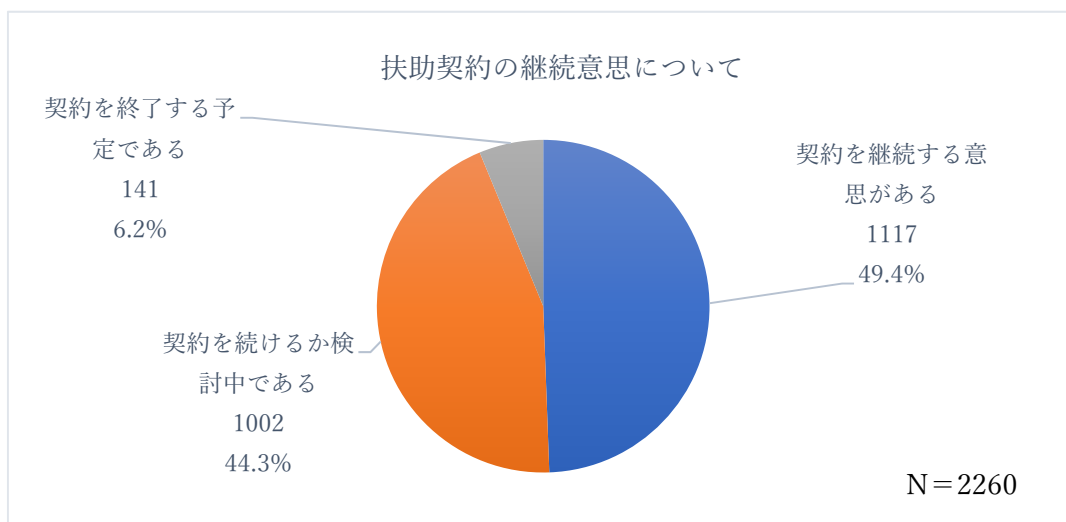


「法律相談は、民事法律扶助を利用するか否かで相談料にほぼ差がないが、代理援助事件は、私選事件と比べて報酬が低い」が最も多く選択された。次いで、「代理援助については必要書類が多いなど手続が煩雑であるが、法律相談はそこまで煩雑ではない」、「法律相談は、広く実施すべきと考えている」が選択された。

#### 第4 民事法律扶助契約継続の意向

##### 1 継続意思の有無

民事法律扶助契約の継続意思を聞いた(回答対象者 2,260 人)

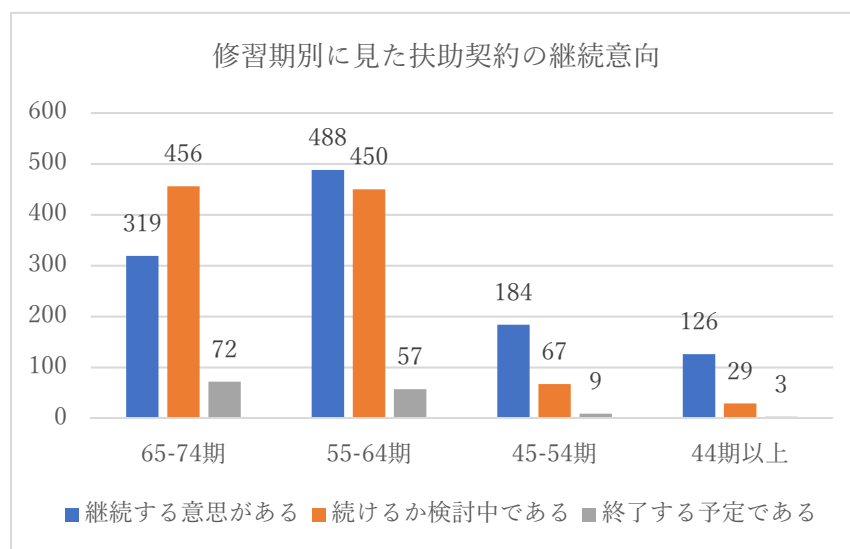


「契約を継続する意思がある」が全体の半数を切り、「契約を続けるか検討中である」と「契約を終了する予定である」の合計が全体の半数を上回る結果となった。

現在契約中の弁護士のうち、継続の意思がある者は半数弱にとどまり、契約の継続を続けるか検討中であると回答した者が4割を超える結果となった。

## 2 修習期と民事法律扶助契約の継続意思

修習期別の民事法律扶助契約の継続意思を調査した。



分析したところ、経験年数の少ない「65-74期」では、「継続する意思がある」と回答した者が有意に少なく、「続けるか検討中である」と回答した者が有意に多く、「終了する予定である」と回答した者も有意に多いという目立った結果となった。

また、「45-54期」では「継続する意思がある」と回答した者が有意に多く、「続けるか検討中である」と回答した者が有意に少ない。加えて、「終了する予定である」と回答した者も有意に多かった。

「44期以上」では、「継続する意思がある」と回答した者が顕著に多く、「続けるか検討中である」と回答した者が顕著に少なかった。加えて、「終了する予定である」と回答した者も多かった。

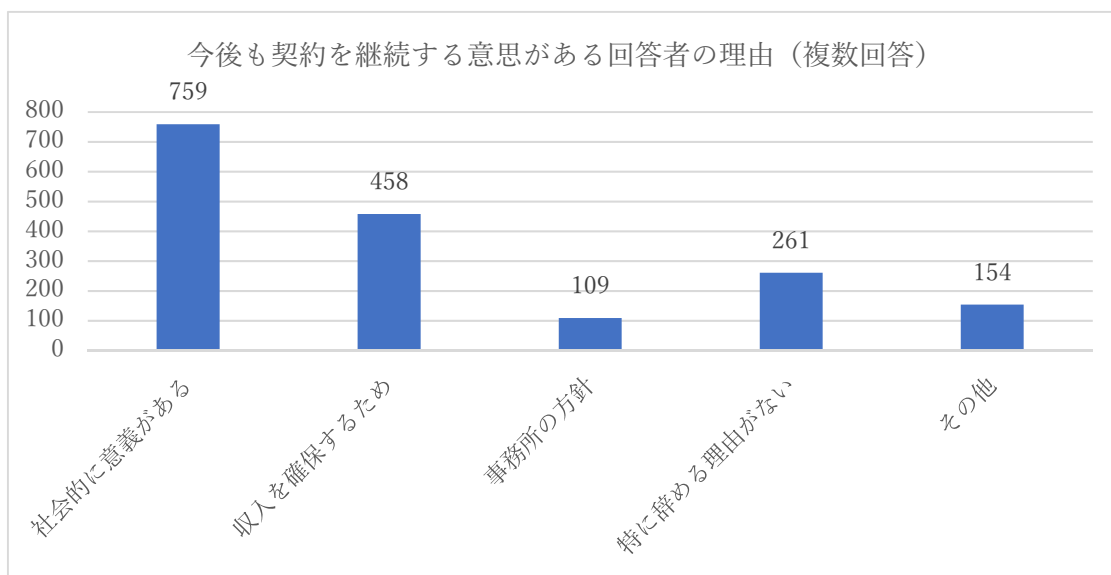
以上のことから、修習期と扶助契約を継続するかどうかの意向は関連があると解釈できる。今回の結果からは若手の弁護士は経験を積んだ弁護士よりも契約を継続する意思が少ない傾向、契約を継続するか検討中が多い傾向、契約を終了する予定が多い傾向があるということが示された。

### 3 性別と民事法律扶助契約の継続について

性別と民事法律扶助契約の継続について分析したところ、「女性」（508人）について、「継続する意思がある」が有意に高いのに対し、「続けるか検討中である」及び「終了する予定である」は有意に低い結果となった。

### 4 民事扶助契約を継続する意思があると回答した者の継続理由

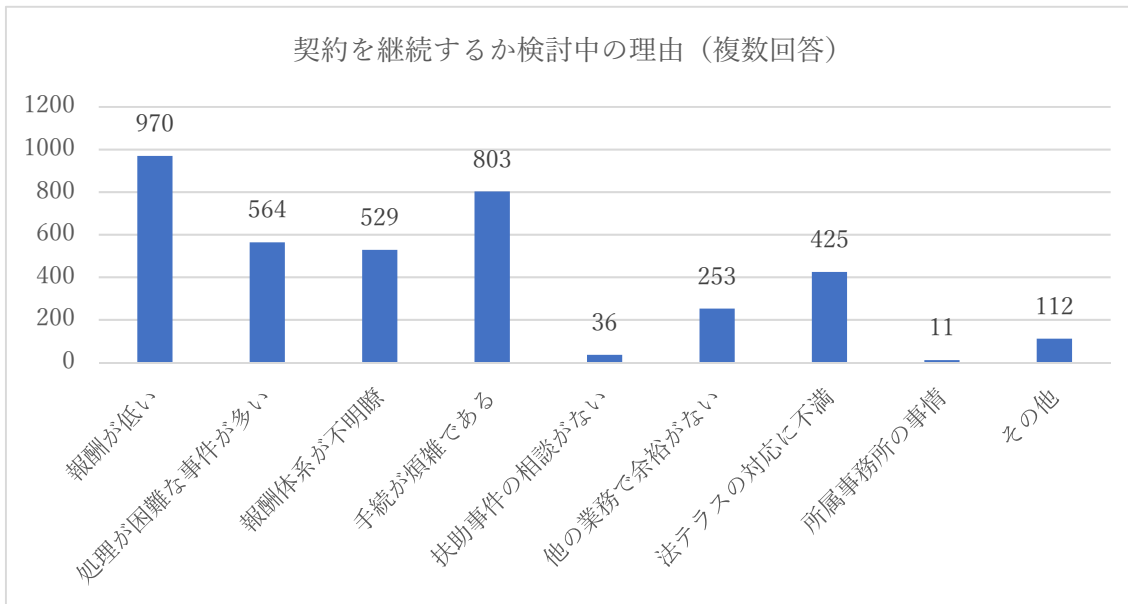
民事扶助契約を継続する意思があると回答した者（1,117人）の継続する理由を聞いた。



回答で最も多く選択されたものが「社会的意義」であり、次いで「収入確保」であった。また、「その他」自由記述回答が154ケースもあり、記述を分析したところ、「やむなく」といった消極的な理由により継続を選択している回答者が一定数見られた。

## 5 民事扶助契約を続けるか検討中である回答者の理由

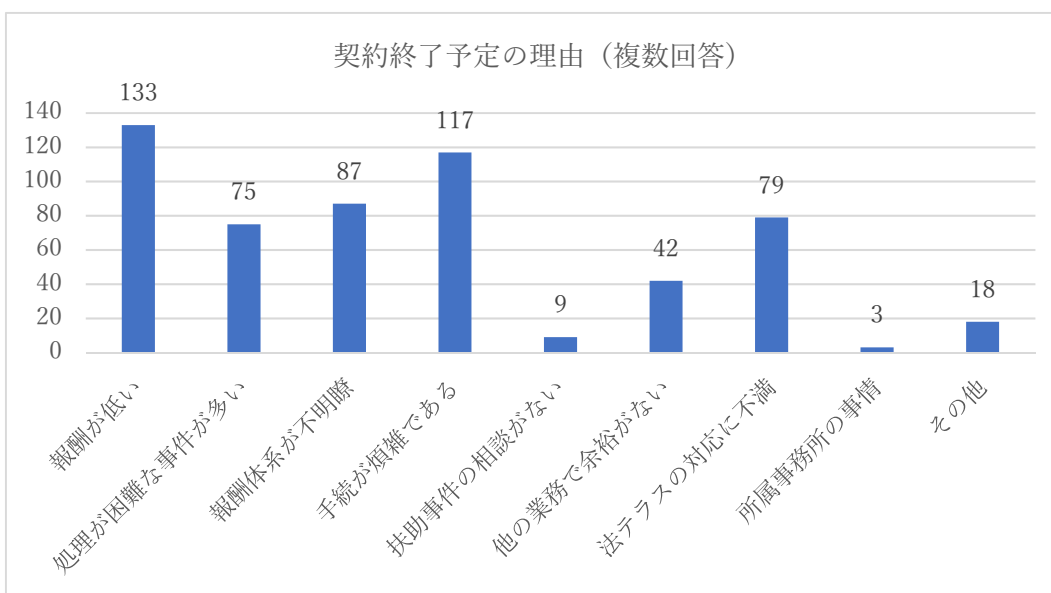
契約を続けるか検討中と回答した者（1,002 人）の検討中である理由を聞いた。



最も多いのが「(私選事件と比べて) 報酬が低い」、続けて「相談票、報告書等の提出などの手続が煩雑である」となった。その次に「(私選事件と比べて) 処理が困難な事件が多い」、「報酬体系が不明瞭である」、「法テラスの対応に不満がある」であった。

## 6 民事扶助契約を終了する予定である回答者の理由

契約を終了する予定であると回答した者(141 人)の終了予定の理由について聞いた。



(私選事件と比べて)報酬が低い」が最も多く、次いで「相談票、報告書等の提出などの手続きが煩雑である」が多い結果となった。

続けて「報酬体系が不明瞭である」、「法テラスの対応に不満がある」、「(私選事件と比べて)処理が困難な事件が多い」、が同程度選択された。

#### ○ まとめ

これまで契約弁護士の実態について把握できる資料は事実上なかったが、上記までで見たように、本アンケート調査により契約弁護士の実態について一定程度整理することができた。とりわけ、契約弁護士が契約を継続する理由の複合性や厳しい状況に関する情報が多く収集できた。また、契約を維持しつつ実働していない弁護士が実在するということが示されたことも大きい。そして、そのような実働していない弁護士についても様々な形態(例えば、解約が面倒であるため放置、頻度は少ないが必要に応じて実働、弁護士会の事情により契約のみ維持等)があるということも明らかになった。今後は、地域別、事件別、性別別に詳しい検討が必要であろう。

民事法律扶助業務の担い手である弁護士が民事法律扶助業務から「離れていく」傾向については、独立変数として修習期(経験年数)を主たる軸として全体的に検討を行った。加えて、部分的にはあるが性別別の傾向を検討し、扶助契約の終了を予定していると回答した弁護士の状況についても検討した。

今回のアンケート調査結果からは、全体として扶助契約の開始からおよそ10年前後で継続を検討する(「離れていく」)傾向がうかがえた。さらに、修習期と法律扶助契約を継続するかどうかには有意な関連があることが示された。とりわけ経験年数の少ない「65-74期」の弁護士が、民事法律扶助契約の継続において消極的である傾向が見られたことは、今後、民事法律扶助の担い手がより早期に「離れていく」可能性を危惧させるものであり、さらなる実態の解明が急務であろう。

今回の調査は、要因間の関係や作用構造について射程外であったが、今後の課題として、民事法律扶助利用に至る動機づけや要因間の関係を測定するための研究手法、作業仮説、統制する条件を詳しく検討することが必要であろう。この貴重な資料を基礎として契約弁護士の立体的な実相の把握に向け進んでいくことが期待される。





として受任する) ことができますか。次の中から、もっとも当てはまる番号を1つ選んでください。

- ① 引き受けてもよく、その収入は全て自己のものとなる
- ② 引き受けてもよいが、その収入の一部を事務所に納入する
- ③ 引き受けてはならないが、事務所または事務所の経営に携わる弁護士が受任したうえで、自分自身が当該案件を担当することはできる
- ④ 引き受けてはならない
- ⑤ その他(具体的に:                   )
- ⑥ わからない

ウ あなたは、国選刑事事件を自分自身で引き受ける(いわゆる個人事件として受任する) ことができますか。次の中から、もっとも当てはまる番号を1つ選んでください。

- ① 引き受けてもよく、その収入は全て自己のものとなる
- ② 引き受けてもよいが、その収入の一部を事務所に納入する
- ③ 引き受けてはならないが、事務所または事務所の経営に携わる弁護士が受任したうえで、自分自身が当該案件を担当することはできる
- ④ 引き受けてはならない
- ⑤ その他(具体的に:                   )
- ⑥ わからない

エ あなたは、私選事件(民事、刑事その他を問わない) を自分自身で引き受ける(いわゆる個人事件として受任する) ことができますか。次の中から、もっとも当てはまる番号を1つ選んでください。

- ① 引き受けてもよく、その収入は全て自己のものとなる
- ② 引き受けてもよいが、その収入の一部を事務所に納入する
- ③ 引き受けてはならないが、事務所または事務所の経営に携わる弁護士が受任したうえで、自分自身が当該案件を担当することはできる
- ④ 引き受けてはならない
- ⑤ その他(具体的に:                   )
- ⑥ わからない

→ 「第2 民事法律扶助契約について」へ

問3 問1で③と回答した方にお聞きします。

(1) 所属事務所の弁護士の人数は何人ですか。

- ① 所属弁護士が1人(自身だけ)
- ② 所属弁護士が自身を含めて2人以上5人未満
- ③ 所属弁護士が自身を含めて5人以上10人未満
- ④ 所属弁護士が自身を含めて10人以上

- (2) 所属事務所におけるご自身の立場は以下のどれですか
- ① 代表権のある社員弁護士
  - ② 代表権のない社員弁護士
  - ③ 使用人弁護士
  - ④ その他（具体的に：                    ）
- (3) あなたは、自分自身で案件を引き受ける（事務所に来た事件以外の事件を、いわゆる個人事件として受任する）ことができますか。次の中から、もっとも当てはまる番号を1つ選んでください。
- ① 引き受けてもよく、その収入は全て自己のものとなる
  - ② 引き受けてもよいが、その収入の一部を事務所に納入する
  - ③ 引き受けてはならないが、事務所が受任したうえで、自分自身が当該案件を担当することはできる
  - ④ 引き受けてはならない
  - ⑤ その他（具体的に：                    ）
  - ⑥ わからない

## 第2 民事法律扶助契約について【スタッフ弁護士を除く全員】

- 1 民事法律扶助契約締結の有無について
- ① 現在契約中である → 2へ
  - ② 過去に契約していた → 3へ
  - ③ これまでに契約したことがない → 4へ
- 2 現在契約中と回答した方にお聞きします。
- (1) 民事法律扶助契約をしたのは、登録何年目の時ですか。
- ① 登録1年目   ② 登録2～5年目   ③ 登録6～10年目
  - ④ 登録11～15年目   ⑤ 登録16～20年目
  - ⑥ 登録21～25年目   ⑦ 登録26～30年目
  - ⑧ 登録31年目以降
- (2) 契約を継続している理由は、何でしょうか。（複数選択可）
- ① 社会的に意義があることだと考えるから
  - ② 収入を確保するため
  - ③ 事務所の方針
  - ④ 特に理由はない
  - ⑤ その他（具体的に                    ）
- 第3へお進みください。
- 3 過去に民事法律扶助契約をしていた方にお聞きします。



### 第3 扶助の利用状況について【現在民事法律扶助契約を締結中の方のみ】

#### 1 法律相談の実施状況

(1) 2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に民事法律扶助を利用した法律相談を実施しましたか。

① はい → (2)へ

② いいえ → 「2 代理援助事件の受任状況」へ

(2) 2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に実施した民事法律扶助を利用した法律相談(一般法律相談援助〔電話、巡回、出張〕、特定援助対象者法律相談援助、被災者法律相談援助)は、おおよそ何件ですか。

① 一般法律相談(電話、巡回、出張)

ア 0～5件 イ 5～10件 ウ 11～20件 エ 20件以上

② 特定援助対象者法律相談

ア 0～5件 イ 5～10件 ウ 11～20件 エ 20件以上

③ 被災者法律相談

ア 0～5件 イ 5～10件 ウ 11～20件 エ 20件以上

(3) 2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に実施した全ての法律相談に占める民事法律扶助を利用した法律相談の割合は何割ですか。

① 3割未満

② 3割以上5割未満

③ 5割以上7割未満

④ 7割以上

#### 2 代理援助事件の受任状況

(1) 2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に代理援助を利用しましたか。

① はい → (2)へ

② いいえ → 「3 扶助事件への取組み状況」へ

(2) 2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に開始決定がなされた事件(援助番号が「2021-〇〇〇〇」となっているもの)の件数はおおよそ何件ですか(援助番号がついていれば関連事件も別の1件として数えます。)個人受任事件の他、法人受任の場合で実際に担当した事件があるときは、その合計の件数を数えてください。

① 0～1件 ② 2～3件 ③ 4～5件 ④ 5～10件

⑤ 11～15件 ⑥ 16～20件 ⑦ 20件以上

(3) 2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に受任した全

での代理事件に占める民事法律扶助を利用した代理援助の割合は何割ですか。

- ① 3割未満
- ② 3割以上5割未満
- ③ 5割以上7割未満
- ④ 7割以上

### 3 扶助事件への取組み状況

(1) 法テラス相談（法テラスから割り当てられた相談）以外の相談で、民事法律扶助を利用した法律相談の実施状況

- ① 事件内容・依頼者属性を問わず、扶助相談が利用できる場合には実施している
- ② 一定の事件内容の場合には実施している  
(例えば、債務整理だけは法律相談援助を実施している)  
具体的には ( )
- ③ 一定の依頼者属性の場合には実施している  
(例えば、生活保護受給者だけは法律相談援助を実施している)  
具体的には ( )
- ④ 原則法律相談援助は実施していないが、やむを得ない場合のみ実施している
- ⑤ 法律相談援助は実施していない  
→ (2)へ

(2) 代理援助事件の受任状況

- ① 代理援助の要件を満たす場合、事件内容・依頼者属性を問わず、必ず扶助を利用して受任している →「4 扶助契約の継続について」へ
  - ② 代理援助の要件を満たす場合、一定の事件内容の場合には扶助を利用して受任している  
(例えば、債務整理案件は、代理援助で受任している)  
具体的には ( )  
→「4 扶助契約の継続について」へ
  - ③ 代理援助の要件を満たす場合、一定の依頼者属性の場合には必ず扶助を利用して受任している  
(例えば、生活保護受給者だけは法律相談援助を実施している)  
具体的には ( )  
→「4 扶助契約の継続について」へ
  - ④ やむを得ない場合のみ受任している →(3)へ
  - ⑤ 受任しないようにしている →(3)へ
- (3) やむを得ない場合のみ受任し、又は受任しないようにしている方にお聞きし





- ① (私選事件と比べて) 報酬が低い
- ② (私選事件と比べて) 処理が困難な事件が多い
- ③ 報酬体系が不明瞭である
- ④ 相談票、報告書等の提出などの手続が煩雑である
- ⑤ 扶助事件の相談がない
- ⑥ 他の業務の都合により、扶助事件を取り扱う余裕がない
- ⑦ 法テラスの対応に不満がある
- ⑧ 所属事務所等の事情・意向
- ⑨ その他 ( )

→ 末尾の「回答者について」へ

(4) 契約を終了する予定の方にお聞きします。

契約を終了する理由を教えてください。(複数選択可)

- ① (私選事件と比べて) 報酬が低い
- ② (私選事件と比べて) 処理が困難な事件が多い
- ③ 報酬体系が不明瞭である
- ④ 相談票、報告書等の提出などの手続が煩雑である
- ⑤ 扶助事件の相談がない
- ⑥ 他の業務の都合により、扶助事件を取り扱う余裕がない
- ⑦ 法テラスの対応に不満がある
- ⑧ 所属事務所の事情・意向
- ⑨ その他 ( )

回答者について

所属会

修習期

①65～74 期、②55～64 期、③45～54 期、④44 期以上

性別 (下記から選択)

男性、女性、その他、回答しない

年齢 (下記から選択)

20 代・30 代・40 代・50 代・60 代・70 代・80 歳以上

以上